

萬年青

公益社団法人 札幌東法人会 広報誌 萬年青(おもと)



65号

2018年1月
発行:公益社団法人札幌東法人会

公益社団法人
札幌東法人会

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/sapporohigashi/>



法人会
消費税期限内納付
推進運動

004-0052 札幌市厚別区厚別中央2条5丁目4番35-806 TEL 011-802-6744 FAX 011-802-6745 E-mail: info@satsu-higashi.jp

地域の はじまり物語

江別編

江別の屯田兵



明治11(1878)年8月、江別太(えべつと／現在の緑町・王子辺り)に江別最初の屯田兵10戸56名が岩手県から入地しました。

また、篠津太(しのつと)は野生の桑が豊富な地で、明治9(1876)年には屯田兵授産のために養蚕室が建てられ、琴似・山鼻両屯田から出張して養蚕が試みられていました。

このページでは、屯田兵制度や人々の暮らしに触れながら、江別と屯田兵の関わりについて紹介します。

屯田兵用地として江別太(えべつと)が選ばれたのは、屯田事務局がある札幌周辺の河川交通の要地であり、後に開設される樺戸(かばと)・空知両集治監(明治14・15年開設)の脱獄者に対する治安上適当な地でもあったのです。

当初の予定地は対雁(ついしかり)でしたが、樺太アイヌ移住地の計画(明治9年移住)があって、江別太(緑町・王子辺り)になっています。しかし、この地も開拓使出仕の大鳥圭介(箱館戦争時榎本軍陸軍奉行)との用地買収問題に加えて、西南戦争による募集中断もあって遅れ、明治11(1878)年8月の入地となっています。これが、最初の江別の屯田兵として入った岩手県からの10戸56名の人々です。

篠津太(しのつと)は、野生の桑が豊富な地で、明治9(1876)年には屯田兵授産のために養蚕室が建てられ、琴似・山鼻両屯田から出張して養蚕が試みられていました。当時、生糸や絹織物は、日本にとって重要な輸産業の一つだったのです。こうしたことから、明治14(1881)年、篠津太には養蚕経験者を含めて19戸81人が入地しています。

その後、明治17(1884)年、江別屯田に東北地方から75戸、明治18(1885)年には全国から募集されるようになって、主に九州・中国地方から江別・篠津両屯田と新たに野幌に計211戸が入地しています。翌19(1886)年にも125戸が入地して、分家も含めて合計445戸になっています。入地した人々は、長い船旅を経て小樽に上陸し、それから再び船か徒歩で、幌内鉄道開通(明治13年札幌・15年幌内まで)後は汽車で来ています。

当初、江別10戸と篠津19戸の屯田は、それぞれ琴似に本部を置く第一大隊付属分隊として派出所が置かれ、明治15(1882)年になると、派出所を廃して江別に中隊週番所が置かれています。明治17年、220人をもって中隊を編成することになり、江別・篠津は第一大隊第三中隊、明治18年に野幌138戸の入地で第四中隊とし、明治19年に至ってそれぞれが中隊として充員されています。

明治20(1887)年には、1中隊を160人から240人として江別に第三大隊本部が置かれて独立し、江別・篠津は第一中隊、野幌は第二中隊に編成され、野崎貞次(さだじ)少佐が大隊長になっています。なお、1中隊をもって兵村(へいそん)と呼ばれ、江別の場合は江別と野幌の2兵村ということになります。明治24(1891)年、江別の屯田兵は予備役に編入されて滝川に本部を置く第二大隊に所属し、明治28(1895)年から後備役になっています。



現役終了記念(明治24年 第二中隊本部前)

北海道江別市公式ウェブサイトより抜粋



表紙の声

JR野幌駅前 イルミネーション

JR野幌北口駅前広場をイルミネーションで飾る「NOPPOROイルミネーションプロジェクト」が今年初めて実施された。

点灯式が、12月1日(金)午後6時半からJR野幌北口駅前広場に多くの市民が集まり盛大に行われた。

参加者全員が声高らかにカウントダウンをした後、2万1000個のLED電球で飾られた「焼き物のまち・江別」らしい、三本の樹木(ブンゲンストウヒ)と登り窯をかたちどったオブジェが点灯した。

イルミネーションは地元企業の提供で実現し、地元の大学生がデザインと設置に協力した。

この企画は、12月1日から3月末まで毎日午後4時半から午前0時40分まで行われる。

これにあわせて、地元商店街の約40店も店先をイルミネーションで飾り、街を明るくして多くの人たちが賑わう街にしたいと期待している。

今後、更に南口広場まで広げることを計画している。

もくじ

地域のはじまり物語

江別編 1

表紙の声 2

新年のご挨拶

公益社団法人札幌東法人会

藤井会長 3

新年のご挨拶

札幌東税務署

明全署長 4

税務関連行事報告 5

大会参加報告

社会貢献活動 6

個人住民税の特別徴収についての

札幌市からのお願い 7



●法人会シンボルマーク

中央の円は「法人会」のコア(核)である「よき経営者をめざすものの団体」をあらわしています。そのコアのもとに集まる「人」の姿を「法人会」の頭文字「h」に合わせ、企業と社会の健全な発展に貢献する団体であることを力強く象徴しています。

●けんた

「いぬ」は、チームで行動し、人間のパートナーとしてのイメージが強く、身近な存在。法人会のメイン活動の一つである「社会貢献」の「献」=「ケン」=「犬」と結びつくことから親しみやすいキャラクターとしてオリジナルのデザインを作成。愛称は、機関紙「ほうじん」誌上で公募し、応募総数329点の中から選ばれました。「けんた」は、全国各地の法人会の広報やラッピングバス、鉛筆やノートなど数種のオリジナルグッズなどに使用されており、さまざまな場面で活躍しています。

(公財)全国法人会総連合

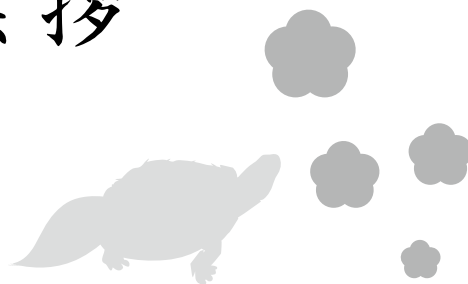


新年のご挨拶

公益社団法人

札幌東法人会

会長 藤井幸一



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、新しい年をご健勝で迎えられたことを心よりお慶び申し上げます。

また、日頃より札幌東法人会の活動に対しましてご支援ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

当法人会は、「地域に貢献する法人会」であることを目指し、会員の自己研鑽を支援するため、政治、経済、スポーツ、文化など幅広い分野において、企業経営に求められる知識や情報を提供する各種講演会・セミナーの開催、そして、小学校を対象にした「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」などを通して、次世代を担う子ども達に、税の重要性を正しく理解してもらうように租税教育活動を続けていく所存でございます。

社会貢献活動においては、例年通り地域に密着した活動を展開し、これまで以上の成果を見ることが出来ました。今年も、地域の活性化が実現できるように、積極的にお手伝い致します。

昨年、当法人会は、役員の改選を行い、新たなスタートを切りました。難しい経営環境の中で、皆様の企業がさらに発展されますように、しっかりとした体制で取り組む覚悟であります。

当法人会が「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」であるためには、今、何をしなければならぬか、常に問いかけながら歩み続けたいと思います。

また、ご承知の通り、消費税率の10%への引き上げ及び軽減税率制度の導入も予定されており、法人会といたしましても、適正な申告・納付を行っていただけるように、関係省庁と連携して制度の周知を図って参ります。

環境の変化のスピードが日増しに速くなる中で、特に中小企業は足元を固めなければなりません。人手不足が深刻化している業種では、賃金コストの上昇が見られ、経営を圧迫することも懸念されます。

地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献する中小企業が、経済社会を支える基盤で

あり続けるように、私ども法人会は、迅速に情報を提供いたします。

平成30年度税制改正に関する提言にまとめられたスローガンは、「厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底」「超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制」「地域経済と雇用の担い手である中小企業に税制措置でさらなる活力」「中小企業は地方経済の要。本格的な事業承継税制の創設により事業の承継」となっています。

いずれも中小企業にとりましては、早急に国として対応を望むものであり、法人会も訴えていきます。

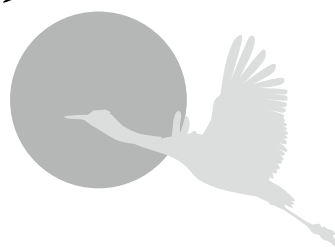
最後に、税務当局をはじめ関係省庁、会員の皆様には、今後ともご支援ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

末筆ですが、皆様のご健勝と企業の発展を祈念して新年のご挨拶といたします。



新年のご挨拶

札幌東税務署
署長 明全泰徳



新年あけましておめでとうございます。

平成30年の年頭に当たり、公益社団法人札幌東法人会の皆様に謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

藤井会長様をはじめ、役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政全般にわたりまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

札幌東法人会におかれましては、経営の健全な発展を目指した研修会の開催や「税を考える週間」行事への参加などを通じ、正しい税知識の普及と納税の道義の高揚に大いに努めてくれました。

また、「租税教室の開催」や「税に関する絵はがきコンクール」などの租税教育活動に熱心に取り組まれたほか、地域に密着した社会貢献活動にも力を入れてくれました。

このような活動を通じ、札幌東法人会に対する社会からの信頼がますます高まっておりますことは、役員並びに会員の皆様の努力の賜物であり、深く敬意を表する次第でございます。

さて、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・ICT化など、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しております。

そのような中で、税務行政に携わる私どもといたしましては、社会・経済情勢の変化を的確に捉え、効率的な事務運営に努めるとともに、納税者の皆様から信頼される税務行政を行うことにより、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」ことを着実に果たしていく必要があると考えております。

平成31年10月には、消費税率の10%への引上げと軽減税率制度が実施されます。

私どもといたしましては、軽

減税率制度の円滑な実施に向けて、着実な制度の周知・広報や、丁寧な相談対応に取り組んでまいります。この取組を円滑に進めていくためには、何よりも皆様方の変わらぬお力添えが必要であります。

今後ともご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人札幌東法人会のますますのご発展と役員並びに会員の皆様のご健勝を心から祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。



活動報告

税に関する絵はがきコンクール 表彰式・展示会

会場：札幌駅前地下歩行空間

10月1日(日)



札幌五法人会による「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式と作品展が札幌駅前地下広場で行われ、表彰式では、札幌東税務署長と各法人会の女性部会長から表彰状が渡された。会場には応募作品のなかから選ばれた優秀作品が展示された。



札幌五法人会女性部会セミナー・交流会

会場：札幌パークホテル

11月2日(木)



札幌五法人会女性部会が主催する、セミナーと交流会が開催された。セミナーでは、会員の他、お友達も参加し、「世界で通用するマナー」と題した、実演を交えた研修と、続いての交流会では会員相互の意見交換が活発に行われた。

租税教室講師勉強会

会場：ホクノー新札幌ビル

12月2日(土)



青年部会が、今年、東税務署管内の小学校10校で租税教室を実施するため、初めて先生役となる青年部会員に、教室での授業の進め方などを先輩会員が指導する勉強会が行われ、新人会員ひとりひとりが真剣に受講した。

年末調整説明会

会場：北海道経済センター

11月15日(水)



午前と午後の2回開催され、合わせて約200名が受講した。説明会では、年末調整の実務を、札幌東税務署担当官が国税局作成のDVDを使って、分かりやすく説明された。会場入り口には、申告に必要な書類が準備されていた。

税務関連行事報告

札幌国税局長講演・中学生税の作文朗読会

会場：ニューオータニイン札幌

11月16日(木)



「税を考える週間」の協賛行事として、札幌国税局長の「税制行政の変革と今日的課題」と題した講演と中学生の税に関する作文発表が行われた。中学生たちの税に対する考えが、自分の経験談を交えて朗読された。

税制改正に関する提言書の伝達

会場：ホテルエミシア札幌

12月2日(土)



和田義明衆議院議員に対して、藤井会長と川田税制委員長から「平成30年度税制改正に関する提言」が伝えられた。提言内容について藤井会長から詳しく説明がなされ、議員との意見交換が行われた。

大会参加報告

第26回

北海道法人会青年の集い 帯広大会

会場：帯広市民文化ホール

6月23日(金)



第26回北海道法人会青年の集いが帯広で開催され、全道から多くの青年部会員が集い情報交換と交流が図られた。記念講演では、地元の川田氏が、ばんえい競馬にける思いと将来への期待を語った。

第18回

北海道法人会女性部会全道大会 釧路大会

会場：ANAクラウンプラザホテル釧路

10月20日(金)



今年の女性部会の全道大会は、釧路市で330人を超える部会員の参加のもと開催された。式典では、女性の英知と行動を結集して、公益事業の推進と子ども達への租税教育活動に最善の努力をしようと誓いを新たにしました。

第34回

法人会全国大会 福井大会

会場：福井県産業会館

10月5日(木)



全国から、1,700名を超える会員が集まり、大会では、税制改正提言の報告、租税教育活動の事例発表が行われた。提言では、農業、医療などの岩盤規制に改めて切り込むよう求めた。

第31回

法人会全国青年の集い 高知大会

会場：高知県民文化ホール

11月10日(金)



大会スローガン 未来に継ぐ絆「志国 高知」のもと、大会に参加した部会員同士の友情や信頼という絆を育み、会員一人ひとりの志の高まりによって、青年部会活動が発展させる大会となった。

社会貢献活動報告

昨年の社会貢献活動として、女性部会と青年部会が連携して、例年通り野球大会と税金クイズ、そして白石区ふるさとまつりと厚別区民まつりに出店しました。

厚別区民まつりでは、チャリティ募金活動で、コロッケの販売を行い、大勢の区民がおいしい味を堪能し、募金に協力して頂きました。

■少年野球大会と税金クイズ



■白石区ふるさとまつり



■厚別区民まつり



個人住民税の特別徴収についての札幌市からのお願い

札幌市では、平成29年度から、個人住民税の特別徴収（給与天引き）の徹底に取り組んでいます。具体的な取り組み内容は次のとおりです。

- ・ **これまでまったく特別徴収をしていなかった事業者（給与支払者）様**
⇒ 順次、特別徴収を開始していただきます。
※ 平成 30 年度から特別徴収を開始していただく事業者様には、事前に依頼文書をお送りいたします（平成 29 年 12 月上旬発送予定）。
- ・ **既に特別徴収を実施している事業者（給与支払者）様**
⇒ 本人の希望、雇用形態等の理由により、特別徴収が可能な給与所得者（従業員）を普通徴収としている場合には、その方も特別徴収していただきます。
※ 例外的に普通徴収とすることのできる場合は、下記「■特別徴収としていただく方」の①～⑦のいずれかの事由に該当する方です。

本取り組みにつきまして、事業主の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

■特別徴収とは

事業者（給与支払者）が、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き（給与天引き）、納入する制度です。給与を支払う事業者は、原則として個人住民税の特別徴収を実施していただくことが法令により定められています。

■特別徴収としていただく方

原則、全ての給与所得者について特別徴収としていただく必要があります。

ただし、以下の事由（①～⑦）のいずれかに該当する方については、普通徴収とする旨を申し出ていただくことで例外的に普通徴収とすることができます。

- ① 毎月の給与が少なく、個人住民税を引ききれない方
- ② 給与の支払いがされず個人住民税を引けない月がある方
- ③ 前年中の給与支払額が 100 万円以下の方
- ④ 事業専従者の方（個人事業主が営んでいる事業所のみ対象）
- ⑤ 他の事業者で特別徴収を実施している方（所得税の乙欄適用者など）
- ⑥ 退職者または給与支払報告書を提出した年の 5 月 31 日までに退職予定の方
- ⑦ 雇用期間が 1 年以内である方

※ 特別徴収に対応する電算システムの改修（導入）に相当の時間を要する場合なども、その旨を申し出ていただくことで、特別徴収義務者への指定を延期いたします。

■特別徴収のメリット

- ・ 年税額を 12 回に分けて支払うため、納期が 4 回である普通徴収より、1 回あたりの負担が少なくなります。
- ・ 従業員一人ひとりが金融機関などへ納税に出向く手間を省けます。
- ・ 個人住民税の税額計算は札幌市が行いますので、所得税のように、事業者が計算する必要がありません。
- ・ 月々の給与などの支払いの際に差し引かれるため、納め忘れがありません。

*特別徴収の実施に関する詳しい手続き方法等については下記担当までお問い合わせ下さい。

<担当>

札幌市中央市税事務所特別徴収係

〒060-8649 札幌市中央区北 2 条東 4 丁目 サッポロファクトリー 2 条館 4 階

TEL 011-211-3075